

富良野市 外出支援サービスのご案内

富良野市では、在宅の要介護高齢者の日常生活における外出を支援するためタクシーの料金を助成しています。

対象となる方

市内に在住し住民基本台帳に登録されている在宅の高齢者で、つぎの条件を満たす方が対象になります。

- ・介護保険法に規定する要介護者・要支援者、または同等の状態にある方
- ・身体等の理由から、バスやJRなど、一般の交通機関の利用が困難な方

※老人福祉施設・介護保険施設等に入所中、病院に入院中の方は対象になりません。

助成内容

以下の内容で外出支援乗車券を交付します。居住地域に応じた金額を助成します。

居住地区	助成金額
富良野市街地	300円
中五区、中御料、南扇山、南大沼の1、北扇山の2、3	500円
布部、鳥沼、上五区、上御料、島ノ下	1,000円
麓郷、布礼別、八幡丘、富丘、山部	2,000円
東山、老節布、平沢	3,000円
西達布	4,000円

※交付枚数は月2枚で年24枚となります（申請時期により交付枚数は変わります）。

申請・交付方法

- ① 申請書に必要事項を記入し、高齢者福祉課（富良野市複合庁舎2階）、山部支所、東山支所に提出してください。申請は代理の方でも可能です。

※申請書には必ず署名捺印をお願いします。捺印が無い場合は申請書を受理できません。

※介護保険法に規定する要介護・要支援認定を受けていない方は、申請書を受理後、高齢者福祉課職員がご自宅に訪問し、要介護・要支援状態と同等の状態であるかを確認します。（申請書提出後に訪問日時を打ち合わせのち、訪問します）

- ② 申請を受理後、内容を審査し、決定通知書を後日ご自宅に郵送します。
乗車券の交付については、郵送された決定通知書と印鑑をご持参のうえ、高齢者福祉課または支所で助成券をお受け取りください。
 - ・受取は代理の方でも可能です。
 - ・ご持参が難しい場合は、高齢者福祉課（TEL:39-2255）までご連絡ください。

その他

○対象となる条件について

「一般の公共交通機関の利用が困難な方」とは

- ・腰や膝が痛むため長い距離を歩けない
- ・バスのステップの乗り降り、座席の立ち座りが困難
- ・認知症の進行により金銭管理や時間の理解が難しい
- ・疾病や障がいがあり、利用が困難（疲れやすい、バス停に行けない）

など、身体的な理由や認知症状などにより介護・介助を必要とする方で、JRやバス等、一般の公共交通機関を利用できない状態にある方を対象としています。

在宅の要援護高齢者の外出を支援するという趣旨のため、「バス停までの距離が遠い」「バスの時間が合わない」などの理由では、支給の対象となりません。

○乗車券を利用できる方、使える場所

乗車券を支給された方（申請書の「利用者」）が必ず乗車してください。

ご家族や友人がご一緒に乗っても、問題はありません。

乗車券は、富良野市内の利用に限り、富良野市の2社（富良野タクシー・中央ハイヤー）で利用が可能です。

○入院している方や、施設に入所している方

病院に入院している方や介護保険施設などに入所している場合は、対象となりません。退院・退所後に申請ください。

○助成券支給後に非該当となった場合（入院・入所・死亡・転出など）

病院や施設に入院・入所した場合や、死亡・転出など、乗車券を受け取った後に支給対象の要件を満たさなくなった場合は、残りの乗車券を高齢者福祉課までご返却ください。

要件を満たさなくなった後も利用した場合や、利用者死亡後に家族が利用した場合など、不正な利用を確認した場合には助成額をご返還いただく場合があります。

○乗車券の有効期限・再交付について

乗車券の有効期限は、3月31日までとなっています。期限を過ぎた以降の使用はできませんので、ご注意ください。

なお、原則として再交付は行っておりませんが、紛失した場合に限り、残枚数分を再交付します。（警察への遺失届出を行うことが必要です）

その他ご不明な点は下記の問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

富良野市保健福祉部高齢者福祉課介護予防係
富良野市弥生町1番1号 富良野市複合庁舎2階
電話 0167-39-2255